

例) 個人営業（自動車）の、許可業種のみ廃業する場合

Page 10 of 10

(裏)

手続きの担当者の氏名、
電話番号を記載する。

廃業する営業許可情報について記載する。

営業許可申請書・営業届（廃業）の書き方

例）法人営業（自動車）の、許可業種のみ廃業する場合

法人の場合

（表）

第6号様式（第6条関係）

【許可・届出共通】

中野区保健所長 宛て

令和7年2月2日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等がオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

申請者・届出者情報

郵便番号: 000-0000 電話番号: 000-0000-0000 FAX番号: 00-0000-0000

電子メールアドレス: ○○○@×××.△△△

申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地

東京都○○区○○丁目1番1号 ○○ビル1階

（ふりがな） なかのくほけんじょ なかの たろう 法人番号: 0 0000 0000 0000

申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 生年月日

株式会社中野区保健所 代表取締役 中野 大郎 年 月 日生

郵便番号: 電話番号: FAX番号:

電子メールアドレス:

施設の所在地

中野区 都内一円

（ふりがな） きっちんかー なかのかれー

施設の名称、屋号又は商号 キッチンカー なかのカレー

（ふりがな）

資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食品

食品衛生責任者の氏名 受講した講習会名称等 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 年 月 日

主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 その他の取り扱う食品

自動販売機の型番 業態

HACCPの取組 ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。
ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。

☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐

輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ☐

営業届出

営業の形態 備考

1

2

廃業年月日 令和7年1月31日

（ふりがな）

担当氏氏名 中野 花子 電話番号 000-0000-0000

収受印

収受番号

料金収納済印

合計手数料印

営業届出 1. 2. 3. 4.

（日本産業規格A列4番）

申請日を記載する。

「営業許可申請書」に○をつける。

営業許可の情報がオープンデータとして公開されることに不都合がある場合は、☒する。

営業者の住所、氏名、代表者名、法人番号（13桁）を登記のとおりに記載する。その他、電話番号等についても記載する。

・施設の所在地は「都内一円」と記載する。
・店名を記載する。

廃業日を記載する。
※申請日より未来の日付は受け付けられません。

手続きの担当者の氏名、電話番号を記載する。

（裏）

【許可のみ】

申請者・届出者情報

法第55条第2項関係 該当なし ☐

(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 ☐

(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。 ☐

(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。 ☐

営業施設情報

令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（重量が1,400グラム以下である品に取められたもの） ☐②加糖粉乳 ☐③調製粉乳 ☐④食肉製品 ☐⑤魚肉ハム ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑦板状無糖乳食料 ☐⑧食用油脂（表色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐⑨マーガリン ☐⑩ショートニング ☐⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）

（ふりがな） 資格の種類

食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者兼任（変更）」属も別途必要 受講した講習会 講習会名称 年 月 日

使用水の種類 ①水道水（☐水道水 ☐専用水道 ☐簡易専用水道） ② ☐①以外の飲用に適する水 自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合

建築様式 鉄骨・鉄筋コンクリート・ブロック・石造・煉瓦・木造モルタル・付属建物がそれ以外・その他（ ）

業種に応じた情報

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐ 牛食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐

ふぐの処理を行う施設 ☐

（ふりがな） 認定番号等

ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合

添付書類 ☐ ☐

営業許可業種

許可の番号及び許可年月日 営業の種類 備考

1 ○中健衛食第△号 令和7年1月11日 飲食店営業（自動車）

2 年 月 日

3 年 月 日

4 年 月 日

備考

廃業する営業許可情報について記載する。